

令和6年度海南市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1. 方針の目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

2. 方針の対象範囲

この方針は、本市の全ての組織に対し適用するものとする。

3. 対象となる施設等

この方針の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の施設等とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 在宅就業障害者
- (8) 在宅就業支援団体

4. 物品等の調達目標

毎年度、障害者就労施設等から調達する物品等及び調達目標金額については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

5. 物品等の調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等への発注に当たっては、障害者就労施設等が提供することが可能な物品等を確認のうえ、各部局へ情報提供し、障害者就労

施設等への発注に努めるものとする。

- (2) 物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）及び海南市契約事務規則（平成17年海南市規則第33号）等の規定に基づき、予算の適正な執行に配慮しつつ、障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

6. 障害者就労施設等に対する情報提供

各部局の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資する情報（調達実績及び予定等）について調査し、需要等の情報を障害者就労施設等に提供するものとする。

7. 調達実績の公表

この方針に基づき前年度に調達した物品等の実績の概要は、毎会計年度終了後に取りまとめ、広報等により公表するものとする。

8. 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、くらし部社会福祉課とする。